

令和5年度第3回 新宿区労働報酬等審議会 議事概要

開催日時 開催場所	令和5年12月12日(火) 午後2時から 新宿区役所本庁舎4階 401会議室(入札室)
出席委員	松尾紀良 会長 石川光子 副会長 西郷直紀 委員 吉田一雄 委員 八木信男 委員 角谷美樹 委員
次 第	1 開 会 2 議 事 (1) 公契約条例に関するアンケートの結果報告について(最終報告) (2) 令和6年度労働報酬下限額の答申案について 3 その他 4 閉 会
議 事	<p>(契約管財課長) 本日は年末のお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。総務部契約管理課長の井上です。よろしくお願い申し上げます。はじめに、審議会の開会に先立ちまして、会議の定足数を確認させていただきます。会議の成立につきましては、委員6名の過半数の出席を必要といたします。本日、6名の委員全員にご出席いただいておりますので、新宿区公契約条例施行規則第8条の規定に基づきまして、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。それでは、これからの進行は松尾会長にお願いしたいと思います。松尾会長、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(松尾会長) それでは令和5年度第3回新宿区労働報酬等審議会を開催いたします。</p> <p>本日の大きな目標は、第2回新宿区労働報酬等審議会において、区長から諮問されました令和6年度労働報酬下限額に対する答申を決定することです。委員の皆様におかれましては、ご議論のほどをよろしくお願い申し上げます。それでは議事に入るにあたり、事務局から本日の資料について説明をお願いいたします。</p> <p>(契約管財課長) 事務局です。着座にて失礼いたします。まず、本日の配布資料の確認をさせていただきます。次第を1枚おめくりいただきまして、資料1といたしまして、「労働報酬等審議会委員名簿」があります。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、「令和6年度労働報酬下限額の設定について」、しばらくおめくりいただきまして、9ページまであります。「資料3 新宿区公契約条例に関するアンケート集計結果」、しばらくおめくりいただきまして、「資料4 意見書(新宿区公契約条例に関するアンケートの実施について)」といたしまして、石川副会長からご提出していただきました意見書です。</p>

また、しばらくおめくりいただきたいと思います。最後に資料5です。「第3回新宿区公契約労働報酬等審議会への意見書」といたしまして八木議員と角谷議員から連名でご提出いただきました意見書となっています。以上となりますが、不足の資料はありませんか。よろしいでしょうか。もし不足の資料がありましたら、お申し出いただきたいと思います。また、参考までに机上には第2回審議会の議事概要も配布させていただいていますので、必要に応じてご参照いただければと思います。事務局からは以上です。

(松尾会長) ありがとうございます。それでは本日は、公契約条例アンケートの最終報告から始めたいと思います。まず事務局から資料の内容について説明をお願いします。

(契約管財課長) はい、会長。事務局です。それでは、資料3をご用意いただければと思います。

第2回の審議会で途中経過を報告させていただいたところですが、今回、最終結果がまとまりましたので、委員の皆様にご報告させていただきます。

1枚目にアンケート集計結果の概要を載せていますので、概要に基づきまして説明させていただきます。まず、アンケートの実施期間ですが、令和5年7月から令和5年9月まで実施したところです。事業者向けとしましては、対象事業者数110者のうち、回答件数が58件、回答率は52.7%でした。労働者向けとしましては、対象労働者数550者に対して、回答件数が143件で、回答率は26.0%でした。全体といたしましては、対象者数660者に対して、回答件数201件ということで、回答率30.5%になっているところで

す。

続きまして、アンケート集計結果の概要です。まず、事業者向けです。事業者向けのアンケートからの意見をいくつかご紹介させていただきます。1つめとしまして、労働報酬下限額の労働者への周知方法については、「口頭で伝えた」との回答が最も多く、「書面を交付した」、「書面を掲示した」との回答が続いて多かったところです。続きまして、公契約条例に関して100%の事業者は、労働者から相談や質問、苦情等はなかったとの回答でした。続きまして、公契約条例の適用案件となったことにより、労働環境の整備に効果があったと思うかとの問いに対しては、「どちらともいえない」との回答が最も多く、「そう思わない」との回答と合わせると、全体の56.9%を占めました。続きまして、公契約条例の適用案件となったことにより、労働者の労働意欲が向上したと思うかとの問いにつきましては、「どちらともいえない」との回答はもっとも多く、「そう思わない」との回答と合わせると、全体の65.5%を占めたところです。続きまして、公契約条例の適用案件となったことにより、業務の質が向上したと思うかとの問いにつきましては、「どちらともいえない」との回答は最も多く、「そう思わない」との回答と合わせると全体の75.8%を占めました。続きまして、公契約条例の適用案件となったことにより、他の案件と比べて労働者に支払う金

額が増加したと回答した事業者は29.3%でした。70.7%の事業者が変わらないとの回答でありました。減少したという回答をした事業者はいませんでした。続きまして、現在の労働報酬下限額は妥当と思うかとの問いに対しましては、72.4%の事業者が妥当であると回答いただいたところです。最後に入札で最低制限価格を設定してほしい、労働報酬下限額の増額と合わせて、契約中の案件の受注金額の増額を求める意見もありました。

続きまして、労働者向けのアンケートの結果概要です。2つめですが、公契約条例の適用案件では、労働報酬下限額以上の報酬が保証されていることを「知っている」と回答した労働者は70.6%でした。また、どのようにして知ったかとの問いにつきましては、「勤務先からの説明（会議や朝礼の場など）で知った」との回答が最も多かったところです。続きまして、労働報酬下限額以上の報酬を受け取っているかとの問いにつきましては、「受け取っている」との回答が最も多かったところですが、「受け取っていない」との回答は全体の3.5%でした。裏面をお願いいたします。

続きまして、労働報酬下限額の基準の決定方法は適切かとの問いに対しましては、「適切だと思う」と回答した労働者は95.8%と最も多く、「適切だと思わない」と回答した労働者は2.1%でした。公契約条例の適用案件の労働者は、条例に違反する事例があれば区などに申し出ることができることを「知っている」と回答した労働者は63.6%でした。また、どのようにして知ったかとの問いにつきましては、「勤務先からの説明（会議や朝礼の場など）」で知ったとの回答が最も多かったところです。続きまして労働報酬下限額以上の報酬が保証されることが労働意欲の向上につながるかとの問いにつきましては、「そう思う」との回答が72.0%を占めたところです。最後に、労働報酬下限額の対象範囲を広げてほしいという意見がありました。一方で、労働者の労働報酬が守られているか不明と感じる意見も見られたところです。資料3の次のページ以降は、前回お示ししたものをグラフ化して見やすくしたものです。それと意見を集約させていただいたものですので、参考までにご覧いただければと思います。只今、申し上げました概要とこちらのカラー刷りのものが一致しているというところです。

続きまして資料4をご覧いただきたいと思います。石川副会長から公契約条例に関しまして意見書を提出していただいたところです。こちらにつきまして、私のほうから概要を説明させていただきます。資料4の意見書という1ページ目をご覧くださいませでしょうか。石川副会長から提出いただきました意見書です。令和5年11月6日に開催されました第2回労働報酬等審議会の内容について、下記のとおり提案するというものです。まずアンケート実施についてですが、「新宿区における公契約条例に関するアンケートの実施について、現状のアンケート内容だけでは公契約実施にかかる内容について確認するのみとなっています。労働者に対するアンケート内容としては、現状で良いと思われませんが、事業

者については、よりコンプライアンス意識を高めてもらうことを意図して、事業所労働条件調査についても調査すべきではないかと考えます。世田谷区において既に導入済みの「公契約締結事業者への労働条件調査」の状況について、東京都社会保険労務士会世田谷支部様と情報交換されていたということです。一部当該資料を入手したので、参考資料として提出されたというところです。世田谷区が実施している公契約事業者の労働条件調査の概要についてご説明させていただきます。《令和4年度の実施状況》というところをご覧いただきたいと思います。令和4年度世田谷区では、15チーム、毎年1チーム2～3名体制で「世田谷区労働条件調査」を実施しているところがございます。実施の流れとしましては、①世田谷区役所から事前に労働条件確認調査の実施についての説明及び労働条件確認帳票（チェックシート）等の書類を送付する。（参考資料フォルダ1）というものが次のページに載っていますので併せてご覧いただきたいと思います。こちらを世田谷区のほうで発送するというものです。

意見書のほうにお戻りいただきます。②としまして、「世田谷区は社労士会世田谷支部に調査対象先として報告を行い、社労士会は対象事業所に実施日等の連絡を行った上、現地調査を実施」ということです。こちらについては、4枚おめくりいただきますと、参考資料フォルダ2にというものがあります。こちらにありますので、併せてご覧いただきたいと思います。

恐れ入ります、意見書のほうにお戻りいただきたいと思います。社労士会さんの事業所労働条件調査報告書が、参考資料フォルダ3となります。資料4の後ろの2ページ、2枚になります。これを世田谷区に提出するという流れになってございます。世田谷区は社労士会さんより受けた調査結果を対象事業者に報告する。このような流れで行っているという状況です。補足としまして、社労士会さんが担当されるのが②～③、当該実施期間は1ヶ月から1ヶ月半だということです。この世田谷区における「労働条件調査」につきましては、事業者への調査がメインとなっているということです。新宿区で実施されている現状のアンケートの内容も非常に重要だと考えます。したがって、当該新宿区のアンケートに世田谷区の「労働条件調査」を加えることにより、事業者側のコンプライアンス意識を高めることができ、公契約にかかる労働者の適切な労働条件の確保、区内産業の振興及び地域経済の活性化並びに区民の生活の安全安心及び福祉の増進を図ることができると考えていますというご意見をいただきました。また、当該現地調査を行うにあたって、労働社会保険諸法令における専門家として、唯一の国家資格である社会保険労務士の先生にご参加いただくことで、公契約締結事業の改善及び発展に大きく寄与できるというご意見をいただいたところです。

これに対しまして、新宿区としまして、現状の事務局の考え方をご説明させていただきます。後ほど、八木委員と角谷委員の意見書にもありますが、来年度以降、アンケートをどうやって行っていくかというところを、石川副会長から提案された意見も踏まえまして、来年度はアンケートの実施について、検討の時期に

させていただきたいと考えています。その際には当然、社労士会さんのご協力いただくことにはなろうかと思いますが、事務局としては来年度はアンケートを実施するのではなくて、より良いアンケートを実施するための検討期間とさせていただきたいと、現状では考えているところです。

石川副会長、何か私の説明で不足してところであれば、補足させていただきたいと思います。

(石川副会長) いえ、十分なお説明ありがとうございます。

(契約管財課長) 事務局からの説明は以上となります。

(松尾会長) 事務局からの説明は以上ですけれど、今事務局から説明がありました点について質問等ありましたらお願いいたします。

八木委員、お願いいたします。

(八木委員) ありがとうございます。一番最初に新宿区公契約条例に関するアンケートの集計結果ですけれど、見ていると、「どちらともいえない」という回答が最も多いとあります。これは結果的にはあまり効果が出ていないという見方で良いのではないのでしょうか。変化がないというのは、そういうことだと思います。それと、「どちらともいえない」と否定的な意見を合算して数字を出しているのは、作意的でないと思いますが、非常に不正確だと言えます。

(契約管財課長) 前回もご指摘いただいたところと被るところがあるのですが、私どもとしましては、「どちらともいえない」というのは、否定的なほうというところで、そちら側に載せて数字を出させていただいています。

(八木委員) 事業者向けのアンケートの一番下ですけど、「入札で最低制限価格を設定してほしい」の意見の次に、契約中の案件の受注金額の増額を求める意見がありました。はっきり言ってしまうと、積算不足なのか、あるいは事業者の方が今の見積もり、その他入札金額に非常に厳しい目で見られるのかという感じの意見だと思いますが、その点はどうですか。

(契約管財課長) 予定金額の増額を求める意見がありますが、具体的に匿名でやっているものですから、どこの業種というのが分からないと、なかなか私も正確な答えができないのが実情です。ただ、やはり新宿区発注の、例えば工事ですとか業務委託を受注していただいた中で、途中で実際入札した金額ではなかなか厳しいなという感じを持って、こういうものが出てきたのかとは思いますが。どの業種かは分かりかねますので、不確かなところは申し訳ありません。

(八木委員) もし、経営側の委員の方で、そのような話があれば、お聞きしたいと思います。

(松尾会長) 事例としてということですか。

(八木委員) 何か皆さん、意見があればお聞きしたいです。

(松尾会長) 他の委員の方で、「こんなことがあった」、「こんな事例等があるかどうか」ということですが、どうでしょうか。なかなかポンと出てこない感じはしますけれど、何か意見はありますか。

(吉田委員) はい。

(松尾会長) では、吉田委員。

(吉田委員) 私どもは建設会社で、お役所のほうからお仕事いただいておりますが、身内の恥をさらすようですけど、積算間違いなどもあります。実際、現場が始まってから、想定外だったことも確かにあります。その時に役所さんに、もう少しお金が欲しいと思うことは結構あります。ですが、出してはくれませんので、要望としてこう書いたのではないかなと思います。現実的には、出してもらうのは非常に難しいことです。だから、そうなったらいいなということでアンケートに書いたのではないかとは思いますが。

(松尾会長) 分かりました。他にご意見はありますか。何かこの事例を知っているということであれば、ご意見いただきたいと思います。契約中の案件について増額を求めるというのは、契約を変更してほしいということなので、難しい話だと思います。要望という形ではできるというのが一般的だと思いますけれども。それと労働報酬下限額の増額との関係がよく分かりません。こういう説明があったということではなく、これぐらいしかアンケートには書いてないわけですね。

(契約管財課長) これは、問10というところで自由意見欄に記載されている意見です。自由意見欄に記載されている意見ですから、私どもも具体的なところが全然分かりません。私どもは、自由意見欄にこの意見がありましたとお出ししているだけです。

(松尾会長) なかなか分かりづらいですね。

(八木委員)：もう1点ありまして、労働者向けアンケートの一番下、最後の行ですが、労働報酬下限額以上の報酬を受け取っていないとの回答が全体の3.5%と書いてあります。非常に残念な内容だと思います。前回の第2回審議会でも話をしまして、また、角谷委員から今日の資料として出ていますが、建設現場で二次、三次下請けの方がそういう報酬をもらえていないようだ出ています。3.5%もいるっていうのは、これはまず、ゼロでなければいけません。問題意識として、ここはどうですか。

(契約管財課長) 契約当初にまず、労働環境確認報告書という形で出していただいて、契約が終了する1ヶ月前には「労働環境確認について」ということで書類を出していただいています。チェックはしていますが、個々の具体的な労働者というところと言うと、労働環境確認報告書は1番低い額の職種の方の時給を報告いただいているところですが、それを見る限りでは、労働報酬下限額を下回っているところはないのですが、例えば工事と言うと元請けではなくて、例えば下請けさんですとか、角谷委員から前回もご指摘ありましたけれども、そういう部分でもししたらあるのかという推測はあります。

(八木委員) こども改善しなければいけないですね。

(契約管財課長) それも含めまして、今後のアンケートをどのようにやっていくのかと、来年度にスキームをしっかりと組み立てていきたいと思っています。ま

た、この条例の周知、今後さらに広めていくためにどのようにするかということ
を、また審議会の委員の皆さまにもご審議いただきたいと思ひます。

(松尾会長) あとはよろしいですか。では、角谷委員。

(角谷委員) アンケート全般についてのお話になります。集計いただき、ありが
とうございます。概要の評価についてですが、八木委員の話と被るところと被ら
ないところがあるのですが。

私は、まず1点目に、積極的に評価してはいかがかということ申し
上げたいと思ひます。例えば、事業者アンケートの問4、問5、問6です。問4
は労働環境の整備に効果があったかどうかということですが、3つとも「ど
ちらともいえない」が、一番多いところ。概要を表現しようとした際、一般的
には次に多かったものと足すと思ひます。八木委員もおっしゃっていましたが、
「そう思わない」と「どちらともいえない」を足すのは良くありません。逆に
「どちらともいえない」の次に、「そう思う」が43.1%もあるではないです
か。これを足すと87.9%になります。「そう思う」が43.1%もあるの
で、これは一定程度、労働環境の整備に効果があると積極的に捉えてはいか
かなと思ひます。これは条例実施の効果が出ていると良く捉えてはいかが
か。同様に労働者の労働意欲の向上については、「そう思う」が34.5%、「ど
ちらともいえない」と足したら86.2%です。労働者アンケートの問8の労働
意欲の向上の項目で、「そう思う」が72%もありますので、「どちらともい
えない」を足すと94.4%ということは、労働意欲の向上ということについては、
労働者側からも事業者側からも相当な高い評価を頂いていると思ひます。事業者
アンケートの問6の業務の質の向上ということも同様に、「そう思う」が2
4.1%ありますので、「どちらともいえない」と足すと
82.7%です。これは積極的に見て、良い評価をいただいているのではない
かと思ひます。

2点目に、主な記入内容についてですが、わざわざ書いていただいているの
は、貴重なご意見を頂いたと思ひています。今回、事業者側の問10のところ、
改善していただいてありがとうございます。去年も前回の第2回審議会でも申
上げましたけれど、否定的か肯定的かという項目分けをされているところ
ですが、事業者側も問4、問5、問6、否定的と肯定的で分類されている項目につ
いては、非常に条例そのものの効果といいますか、高い評価をいただいていると捉
えられると思ひます。否定的というところに分別されているところが、例えば
ですけど、事業者向けのアンケートの問4の労働環境の整備に効果があったか、な
かったかというのは、その有無を聞いているのであって、否定、肯定という概念
ではないと思ひますし、「(条例対象内外で、) 変わりがない」とか、「すでに行っ
ている」とか、「今までも下限額以上で払っている」とかということであ
って、否定しているということにはならないかと思ひます。何度も同じことを申し
上げて申し訳ありませんが、その評価の仕方の問題のところ、否定、肯定ではな

く、そこから何を見出していくかという点で評価していったほうがよろしいのではないのでしょうか。

3点目に、労働報酬下限額以上の報酬というところですが、先程、八木委員からありましたとおり、受け取っていないというところと、「分からない」、「未回答」に着目したほうがよろしいのかなと思います。いずれも対策が必要だと思いますが、特に「分からない」、「未回答」については、制度の周知や計算の方法、本人がきちんと自分で計算できないというところに問題があるということで、分かりやすさの工夫が必要だと思います。「受け取っていない」が5件、「分からない」が6件、「未回答」が4件、これを足すと15件ですが、労働者側の回答数の中で、前回いただいた資料で工事が18件、今回は18件と出ていませんが、ほとんどこれは工事の方の職人さんであろうと思います。時給の方が時給下回っているか分からないというのはあまりないと思います。何回も申し上げて申し訳ありませんが、工事の労働者ということを考えると、工事と委託・指定管理のアンケートを分けて、しっかり実態を掴むようにしていただきたいと思っています。

最後に4点目ですが、下限額等審議会に発展させていただきたいと思っています。新宿区の場合は、最初から名称そのものに「等」と入っていますし、その他も議論しますという説明も受けていますので。記述で書いていただいたご意見のところ、先程、八木委員もおっしゃっていましたが、職種別の下限額の設定の必要性、労働環境確認報告書の内容が守られるように行政も相談、支援について検討してほしいと思います。契約中のことも八木委員も話されていましたが、労働報酬下限額の増額と合わせて、入札制度そのものにおける要望と受け止めて、また、制限価格制度についての要望もあります。単純に下限だけではなく、より良い公共サービスに向けて、審議のお時間を作っていただきたいと思っています。すでにこの2年間アンケートをやっていた中で、示唆がたくさんありますので、そこをきちんと議論の俎上に上げていただきたいと思っています。長くなりすみません。

(契約管財課長) はい、事務局です。

(松尾会長) どうぞ。

(契約管財課長) 角谷委員から、大変ありがたい言葉をいただいたところですが、私も否定・肯定というところで申し上げますと、やっぱり「そう思う」というところが一番大事なのかなと思います。「そう思う」と「それ以外」で整理させていただきました。「どちらともいえない」と合わせると、非常に大きいパーセンテージになりますけども、やっぱり積極的な評価がされていると思うという、グラフでいうとブルーの割合ですが、そこをメインにして捉えまして、このようなパーセンテージになっているとご理解いただきたいと思っています。「どちらともいえない」を合わせると、確かにかなり大きなパーセンテージになるということが事実です。今回、2年間やってみて、いろんな課題というのが見えてき

ました。この2年間の結果を踏まえまして、来年度は制度設計に再度取り組みまして、より良いアンケートを実施するための検討時期にしたいと思っています。それにあたりましては、委員の皆様にもご協力いただき、より良いアンケート実施に向けた意見をいただきたいと思いますと考えています。

(松尾会長) 今、事務局からまとめのお話がありました。アンケートの結果についての審議は以上でよろしいでしょうか。それでは、結果報告についての審議はこれで終わります。

続きまして審議の2つめ、「令和6年度労働報酬下限額の設定について」の議論に入ります。それでは議事に際し、事務局から説明をお願いいたします。

(契約管財課長) はい、会長。事務局です。それでは改めて、着座にて説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは本日の議事にあたりまして、ご説明をさせていただきます。本日、この後に答申案を作成いたします。それにあたりまして、令和6年度労働報酬下限額の事務局案を再度確認させていただきたいと思っています。まず、工事請負契約の令和6年度労働報酬下限額につきましては、東京都における公共工事設計労務単価の90%の金額とする考え方をお示ししました。また、公共工事設計労務単価の設定されていない職種につきましては近い職種と同様の単価ですることとして、「タイル工」につきましては「内装工」、「屋根ふき工」につきましては「板金工」、「建具工」につきましては「内装工」、「建築ブロック工」につきましては「石工」の単価に100分の90を乗じて得た額とする案をご提示いたしました。加えて、未熟練工につきましては、軽作業員の70%の金額とする考え方をお示したところです。

次に業務委託契約、及び指定管理協定の令和6年度労働報酬下限額についてです。恐れ入りますが、資料2の6ページの赤字の部分をご覧ください。前回の資料と変更になった部分がありますので、説明させていただきたいと思います。前回、労働報酬下限額の業務委託と指定管理につきましては、特別区人事委員会の給与勧告の行政職(一)の高卒初任給の引き上げ額は6,000円となっていましたので、その金額を基にしまして、月額153,500円でお示したところです。11月22日に妥結した行政職(二)の1の19号給の引き上げ額が5,900円となりましたので、153,400円となっています。それに地域手当20%を足し、12ヶ月を乗じまして、総労働時間については変わりありません。計算しましたところ、1,244,659.8円、こちらを切り上げて1,245円ということで、金額につきましては変更はありませんが、分子の部分で6,000円のアップから5,900円のアップに変わっているところです。

続きまして、区外にある施設の指定管理協定につきましては、それぞれの施設が所在する県の最低賃金を基準としつつ、令和5年10月改定時の増額部分をさらに上乗せした金額を労働報酬下限額とする考え方をご説明させていただきます。

た。このような考え方も参考にして、後ほど答申案についてご説明いただきたいと考えています。何卒よろしくお願い申し上げます。

次に、八木委員及び角谷委員の連名での意見書につきまして、事務局の考え方をご説明したいと思います。資料5をご覧ください。こちらは八木委員と角谷委員から、前回の第2回労働報酬等審議会に出された意見書にさらに追記がされたものとなっていて、追記された部分は下線で引かれている部分です。この下線の引かれている部分につきまして、事務局の考え方につきまして、ご説明させていただきます。2ページ目をご覧ください。2ページ目の「②民間賃金相場勘案の必要性」というところでして、2段落目の「また、」以降です。「区は度々、「公契約の下限額とはダンピング防止」「下支え」との説明を行ってきましたが、賃金上昇傾向が明確になっている局面では、むしろ民間相場以下の下限額は「これ以上ならダンピングにならない」という保証を与えるものであり、民間相場との間での「新たなダンピング価格」を誘発しかねない危険性を孕むばかりか、却って条例の趣旨を逸脱する結果になりかねません。この点は注意する必要があります。」というご意見です。その下に表がありまして、こちらが2023年8月の新宿のハローワークにおけるバランスシートの金額が記載されています。ただ、この民間における賃金最低水準ですが、これにつきましては、10月分を見ますと、この金額が更にまた変動しているところでして、民間は需給関係によって、上限や下限が変動するものです。人手不足であれば、募集賃金は上がっていきましますし、人手が充足されれば、募集賃金が下がっていきまします。この新宿所のバランスシートは2ヶ月に1回出されていますが、月ごとに金額が増減していますので、こちらを以って、公契約条例の労働報酬下限額と比較するのは、事務局としては少し無理があると考えています。労働報酬下限額は1年度間における業務委託契約・指定管理協定における下限を定めるもので、民間の賃金は毎月変動するものですから、性質がそもそも違うと考えています。

それと、同じく2ページの一番下の⑤をご覧くださいと思います。「サプライチェーンにおける「価格転嫁」の動向と自治体の対応の必要性」というところです。次のページの3ページ目にも続いています。「2023年「春闘」において、政府・財界においてサプライチェーンにおける「価格転嫁」の必要性が叫ばれてきました。サプライチェーンとは製品が原材料から製造・輸送を経て消費者に届くまでの一連の流れを指しますが、日本社会における90年代からの低賃金構造・少子高齢化社会の到来に加えて、昨今の原材料費の高騰や労働力調達に関わるコストの上昇とが相まって、サプライチェーン内での適切な価格転嫁により賃金上昇・消費拡大へつなげていく切り札として経済対策の一つの柱に位置付けられています。公共サービスを提供する側の自治体においても状況は同様と考えます。こうした「価格転嫁」の流れが起きている社会情勢の中であって、受注側として、公契約の対象となる民間事業者の同様な事情に置かれており、これに対して、発注側である区が積算額の見直し・上乗せをすることで、適正な利益の

確保と安定的なサービスの提供に資するための対応が求められているのではないのでしょうか。こうした点は「その他の事情」として勘案するに値すると考えます。」とご意見いただいたところです。価格転嫁についてですが、このサプライチェーンの問題は、最終的には消費者に届くまでの一連の流れを指すとあります。これを表すものが消費者物価指数であると考えているところです。前回、八木委員と角谷委員から提出された資料につきまして、東京都区部の「生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数」については3.8%の上昇であるにご指摘いただいています。これが11月になりますと3.6%ということで、0.2ポイント下がっている状況です。私ども今回提案させていただいている金額1,245円というのは、昨年度に比較しますと3.58%のアップ率になっていまして、消費者物価指数の「生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数」の対前年3.6%と非常に近い数字になっています。このご指摘いただいたところは、今回の提示した金額で十分吸収しているものと考えているところです。

続きまして、6ページ目の下から2段落目をご覧ください。「公共工事の積算は、国交省の例示等により体系化されており、落札率が低ければ低いほど、本来必要と想定されていた必要経費が確保されない状態となり、事業者の負担及び労働者へのしわ寄せとなる可能性が高まります。公契約条例を制定している他の自治体では、平均落札率は90%以上が一般的です。千代田区の例ですと

91.8%、足立区93.9%、北区91.6%、日野市97.7%、多摩市94.5%（2021年度データ）となっています。それに対して、新宿区の公契約条例対象工事の平均落札率は86.86%と相当低い状況であり、最低制限価格の最下限率を引き上げ及び制度の対象を拡大してください。」というご意見いただきました。実は私どもも、もうすでに最低制限価格と調査基準価格の設定範囲の見直しというのは行っておりまして、令和6年1月以降に公告する工事から、今までは最低制限価格、調査基準価格の設定範囲が70%から90%だったのですが、1月1日からは75%から92%に引き上げますので、ダンピング受注をより防止するような制度強化を図っているところです。併せて、制度の対象を拡大してくださいというところですが、新宿区は130万円を超える工事につきましては、すべて最低制限価格が調査基準価格の適用対象としていますので、もうこれ以上、適用対象を拡大する余地はないという状況です。

続きまして、9ページの「最後に、」の次です。「新宿区では2022年度では、令和4年度決算で10年連続黒字となり、財政調整基金を含む基金全体は35億円増加し691億円となっており、財政上ひっ迫しているというわけではありません。」、3行下に行きまして、「区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与（オールウィンな政策）のための予算措置は、俯瞰的に中長期的に、新宿区として重要な位置付けであると思います。条例の目的実現のため、当審議会において、建設的で丁寧な審理を重ねていくことを、改めて共通認識とさせていただきたく、お願い申し上げます」ということです。条例の目的実現のために審議

会の審議をより充実させたいというのは、事務局としても同じ思いですので、これからも建設的な議論していきたいと考えています。事務局の考え方は以上です。

(松尾会長) 分かりました。それではこれから議事に入りたいと思います。只今、説明を受けましたが、それ以外でも広い視点からご意見や質問等がありましたらご発言をお願いします。議論を整理するために、資料5に八木委員と角谷委員から意見書が出ていまして、これを見ると、工事請負契約に関するものと、業務委託契約・指定管理協定と2つの大きな柱があります。工事請負契約については、その事務局の説明で、事務局の案の通り、審議会としてこの意見を承認するかどうかという問題があると思っています。まずそのことを議論していただいて、その次に業務委託契約・指定管理協定についての事務局の意見について、考え方を整理して議論していただいた方が良いのではないかと考えています。意見書を出された八木委員と角谷委員がそのような議論の方法で良いか伺って、良ければ、先程言いましたような形で議論を進めていきたいと思っています。お2人は、それでよろしいでしょうか。

(八木委員と角谷委員) はい。

(松尾会長) そうしましたら、先程、事務局が整理したものをそのまま読みますと、まず工事請負契約の令和6年度労働報酬下限額については、東京都における公共工事設計労務単価の90%とする考えを示したので、これはいかがでしょうか。また、公共工事設計労務単価の設定されていない職種は、近い職種の同様の単価として、その単価に100分の90を乗じた額とする案を示しました。加えて、未熟練工については、軽作業員の70%の金額とする考えを示し、事務局からの案が説明されました。これについて、ご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。特にご意見がないとすると、事務局の案の通りに審議会の意見とすることについて同意をすると扱ってよろしいでしょうか。

次に、業務委託契約及び指定管理協定の令和6年度労働報酬下限額については、1,245円とするのが事務局からの提案ですが、これについては資料5に八木委員と角谷委員から意見書が出ています。こちらについて、どちらかの委員から説明と提案をいただきたいと思っています。

(八木委員) はい、私から。

(松尾会長) では、八木委員からお願いいたします。

(八木委員) 丁寧な説明、ありがとうございます。そもそも、最初から行政職(二)1-19が良いという議論ではありませんでした。最初は、行政職(二)1-19にも達してないという議論を3年ぐらいしました。今やっぱり民間相場っていう話もありますが、先程、課長から、民間の数字は変化するので、これは使えない、何の参考にもならないというのはよく分かります。しかし、振れ幅がありますので、500円も変わることはありません。ただ、先程からアンケートにもありましたが、意外と事業者アンケートでも労働者アンケートでも、「それ

以上すでに払っています」という意見があって、さらっとただ書いてありますが、その分は負担しているという意味でしかないと思います。そういう意味で、民間相場はまず絶対避けられないように思っています。例えば、最近、岸田首相が1,500円と言い出しましたが、1,500円も根拠のある数字だと思います。例えば令和で言うと、アメリカでもそういう運動ありましたが、生計費（リビングウェイジ）運動とか、日本では最近、最低生計費の調査が出ていますけど、時給換算で行くと、今東京は高く、一番低いのは岩手県となっています。最近ニュースになりましたけど、あの生計費計算で行くと1,500円前後で揃っています。北海道から東京まで1,500円、1,600円あたりです。東京は物価が高いと言いながら、交通費かかってないとか、燃料費かかってないとか、田舎のほうは住居費は安いけど、どうしても車が必要だとか、いろんなものがあるってバランス的に考えると、1,500円前後の、あんまりブレ幅がない数字になります。その辺も含めて考えると、その行政職（二）1—19の上乗せはとっても基本的な下支えとしては、確かな数字ですが、その辺を検討しなければいけないと思っています。今、隣の中野区が1,300円以上出しましたが、あれは根拠がある数字で、計算式の仕方をいろいろやっているといます。やはり生計費的なところでやっていくと、公共サービスに関わろうが民間で働こうが最低の生計費は維持できる、ダブルワークしなくても何とか生活できるという水準を確保するために、その辺の数字は必要だと思います。課長が丹念に数字を計算して出してくれるのは嬉しいのですが、政策的なところで1回検討したいというのが率直な意見です。課長に検討してくださいとは言いませんが、残念な数字だと思います。

（松尾会長）はい、事務局。

（契約管財課長）事務局でございます。私のほうでお示ししましたこの計算式は、昨年度に初めて出しました。昨年度は総労働時間に年休を含めまして、15日総労働時間を少なくするという形でお示ししました。今年度につきましては、昨年度の審議会でご答申いただいた1,202円が基準になっていますので、それを生かして、今年度の行政職（二）の高卒初任給のアップ額の5,900円を加えたという金額でお示ししました。リビングウェイジは、私も拝見し、こんなにかかるんだと率直に思っています。ただ、労働報酬下限額はあくまで下限額で、基準額ではありません。あくまでこれを下回ったら契約しませんという金額になっています。先程、お話にもあり、また、アンケートにもありましたが、下限額以上の報酬をもらっている労働者がいるということも、資料としてお示ししています。あくまで下限額は下限額という数字です。

（松尾会長）他にご意見はありますか。西郷委員、お願いいたします。

（西郷委員）八木委員と角谷委員からお話があった1,300円以上というのは、私も肌感覚として、民間相場としてはそうなのだろうと率直に思います。井上課長にも先般それはお伝えさせていただいたところです。一方で、新宿区さん

のご説明の通り、あくまで下限額であって、民間相場をそのまま適用することではないというご説明も確かにそのとおりだと思います。先程、八木委員がおっしゃられましたが、政策的な別の次元の議論というのは、なかなかこの場ではできないと思いますし、それが我々の役目かどうかも分かりません。なんていう答えではないのですが、両方のお話は非常によく理解できましたということをお申し述べさせていただきます。

(松尾会長) ありがとうございます。他にご意見はありますでしょうか。

(八木委員) もう1点ありまして、先程のリビングウェイジで最低生計費の話をしたのですが、その考え方で行くと、全国一律最低賃金の議論が始まっています。また、この間知ったのですが、茨城県知事や福岡県知事から最低賃金の審議会の意見書が出ています。そういった中で、繰り返しとなりますが、保養所の下限額も見直したほうがいいのではないかと思います。もちろん、民間の事業者さんとの均衡というのは確かに必ずあるのですが、どこかで踏み込んでいかないと、改善されないと思います。コロナの時に1,050円を続けた時があるのですが、あの時に他は上げているところは上げています。また、ゆっくり上げています。「今は様子見しています、民間は1円しか上がりませんでした」とよくおっしゃられますが、あの時に新宿区は1回周回遅れしてしまったという気がします。西郷委員もおっしゃるとおり、政策の議論をするわけではありませんが、この辺の感覚は持っておいたほうが良いと意見だけ述べさせていただきます。

(契約管財課長) 事務局です。

(松尾会長) どうぞ。

(契約管財課長)：今、八木委員から郊外施設のお話がありました。後程、付帯意見のところでご説明いただくこととなりますけど、そこでの区の方の考え方を述べさせていただきますと思っています。おっしゃる通り、引き上げ額が毎年大きくなってきて、2年分積んでも足りないというのは事実です。そのため、今後検討を行うことというご意見をいただいています。それについては私ども事務局としても真摯に受け止めさせていただきますと思っています。

(松尾会長) ほかに。

(角谷委員) よろしいでしょうか。

(松尾会長) 角谷委員、お願いします。

(角谷委員) 民間の賃金相場の勘案ですが、すでにそれ以上払っているという意見がアンケートから読み取れるということで、新宿区の地域においての賃金下限額の相場がどれくらいなのかということになろうと思います。それがすでにもう区で定めている労働報酬下限額以上を払っている事業所が多いということです。それ(地域の賃金下限額)より区の労働報酬下限額の設定が高いことによって、条例の効果が生まれることとなりますよね。去年、古川先生に来ていただいて学習会をやった内容ですので、交代された審議員の方についてはお話を聞かれていないというところもあると思うのですが、条例の効果をどう生んでいくかと

ということがこの条例の主旨そのものだと思います。今回、事業者のアンケートの中でも、今までと支払っている額が変わらないという回答は7割超えということで、他の案件に比べて増加したというのは29.3%、3割未満ということになっていますから、条例の効果はまだまだ発揮するという事です。逆に上げてほしいという意見はありますが、高すぎるという意見は1個もないように思えます。労働報酬下限額を上げてほしいという意見は、条例に効果をもっと求めていきたいということですから。すでに新宿区内に住んでいて区内で働くというケースは、なかなかなかったりしますが、1,300円、1,400円払わないと人は新宿まで来てもらえないというご意見も事業者から出ていると伺っています。政策的に公共サービスの質の向上と地域経済の活性化を図るところで、最低賃金に追い越されなければ良いということではなく、財政的に可能かどうかということも踏まえて、総合的な議論を行いたいと思っています。やはり普通に考えて、新宿区は中野区よりも民間の賃金相場は高いでしょうから、中野区に抜かされていいのでしょうか？ということも考えられますので、民間賃金勘案のところではその必要性も踏まえて意見を述べさせていただきます。

あと、今日は触れていませんが、前回意見書で出させていただいています賞与部分についてです。会計年度任用職員に今まで期末手当が出ていたところ、更に勤勉手当も出るようになるのは、国の施策が変更されるということです。具体例として、10月に新宿区立保育園の募集において、無資格、無経験、年齢も一切問わず、「補助」と書いてありましたので、完全に「補助的労働者」であり、下限額と考えられる方が賞与を勘案されていることになります。2ヶ月分の賞与が加算されていて、時給1,417円で募集されていました。区のその労働者は、委託先・指定管理の公共サービスを担っていただく方々と、どのように責任が違うのかと思います。公共サービスを支えていただいている労働者の皆さんの労働報酬の最下限はそこ（区が雇用する補助的労働者同等）なのではないかということにおいては、まだ議論が尽くされていないのではないかと思います。委員の方々、その点はいかがでしょう。会長、よろしく願いいたします。

(松尾会長) 事務局、いかがでしょうか。

(契約管財課長) 事務局です。第1回審議会でも保育士のお話をさせていただいたところでして、そういう募集実態があるところは認識したところです。そして、賞与の話がありました。後程、付帯意見のところでお話ししますが、私どもの労働報酬下限額と適用対象となる業務委託の中には、当然のことながら、日雇いの方ですとか、パートの方、アルバイトの方、全員が公契約の対象になっています。この労働報酬下限額が適用される労働者につきましては、賞与は支払われる対象とはならない労働者も含まれていますので、賞与を含むことについては慎重な姿勢で臨んでいるというようなところです。

(角谷委員) 今の課長のお答え、第2回審議会でお答えいただいた中身と全く同じだと思っています。担っていただいている方に出ていないから出さないという

ことではなく、必要かどうか議論の上、政策的に出していくか、というところではないかと思います。会計年度任用職員もそのようにして変更され、今まで出ていなかったものが順次、期末手当と勤勉手当が出て行くってことですから、非正規労働者の皆様の労働状況をどう改善していくかという視点において、順次改善していく必要があります。実態が出てないから出さないということではなく、非正規の方でも賞与が出ている方もいますので、必ずしも課長の肌感覚でみんな出てないということにはならないと思います。出ていないから出さないではなく、政策的に出していくということではいかがでしょうか。

(契約管財課長) 事務局でございます。言葉が足らなくて申し訳ありません。私が申し上げたかったのは、業務委託の中には賞与が支払われる対象とはならない労働者の方もいますということです。全員が出てないと申し上げたわけではありません。公契約条例の労働報酬下限額が適用される労働者の中には賞与の対象にはならない労働者の方もいらっしゃいます。そのため、賞与を含めるというところについては慎重であるべきだと申し上げたところです。

(八木委員) 1点確認ですが、対象とならないというところは、労働時間の違いとか出勤日数の違いとかそういう話で考えてよろしいですか。

(契約管財課長) 例えば、業務委託の受注者のほうにおきまして、賞与の対象なのか、賞与の対象ではないのかというところは、それは受注者側のほうで判断されるということになります。私どもの条例の作りとしましては、パートの方、アルバイトの方も全員含んでいますので、一般的には賞与の対象とはならない労働者の方も条例の対象になっていますので、賞与を含めることについては慎重であるべきだと申し上げたところです。

(石川副会長) すいません。よろしいですか。賞与の支給対象となる人、ならない人がいるということですが、割合的にはどの程度ですか。

(契約管財課長) 割合としては把握してございません。条例の作りが、パートの方、アルバイトの方も全員を含めて条例の適用対象としています。当然のことながら、パートの方、アルバイトの方、賞与の対象にならない方も含まれているだろうという想定のもとでお答えしています。

(石川副会長) では、実態としては分からないということですね。

(契約管財課長) 数字を持っているわけではありませんが、条例の対象が幅広いものですから、中には当然のことながら賞与の対象にならない方もいらっしゃるというところです。

(八木委員) 話が全く振り出しに戻って申し訳ないですが、対象としているのは、行政職(二) 1-19の高卒初任給の賞与がある人間を想定して制度設計してしてるのですよね。

(契約管財課長) 事務局です。おっしゃるとおり、資料2の5ページに記載している条例の条文のとおりです。そこに条文を書かせていただきましたが、「新宿区職員の給与に関する条例で第5条第1項第1号ロに掲げる行政職給与表(二)

が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額」ということです。

(八木委員) そういったところで考えていくと、今それを基準にしつつ、会計年度任用職員、昔の非常勤の職員の方にも、国が政策的に賞与を出していくっていう動きがあったわけですから、同じような動きになってもおかしくはないですよ。条例云々のことはよく分かりませんが、内規の問題だと思います。やり方として、そういうことがあり得てもいいという考え方で良いと思います。

(契約管財課長) 地方公務員法が改正されまして、会計年度任用職員にそのような動きがあるという事実はあります。ただ、その会計年度任用職員の動きを以って、この労働報酬下限額にそれと同じ考え方を持ち込むのかというところは、そこは慎重であるべきだと申し上げているところです。

(松尾会長) 慎重であるべきというのは、言葉のとおりだと思うのですが、将来的に検討課題になり得るという意味なのでしょうか。それとも全く将来の検討課題に入らないということでしょうか。どういう意味で使っておられますか。

(契約管財課長) 事務局です。現在、賞与を含めて計算しているのが、八木委員と角谷委員の意見書にもありますが、世田谷区が賞与を含めたうえで、目標額というのを定めています、そこに向かって毎年どれくらいずつ引き上げていくかという考え方で労働報酬下限額というのを定めているところです。私の知っているところでは、現在、賞与を含めて計算しているのは世田谷区のみであり、他の自治体ではまだこの賞与を含めて計算している自治体はないと考えています。他の条例制定自治体の動向を見極める必要は当然あると思っています。将来どうするかということにつきましては、まだここで断言することはできませんが、他の自治体の動向をしっかりと見極めていきたいと考えています。

(松尾会長) 今の議論としては、その程度しか言えないと思いますが、いかがでしょうか。角谷委員、どうぞ。

(角谷委員) 今年はどうにもならないと思いますが、前回、課長から事業者側に過大な負担をかけるというお言葉がありましたので、事業者側は下限額を上げてほしいという意見が一定程度あり、その他事項に賞与を勘案したら根拠説明がしやすいのではないかとのお話をしています。これが過大な負担になるのでしょうか。今年の議論の中に入れても過大な負担になるのでしょうかということを思います。

(契約管財課長) 賞与と労働報酬下限額というのは、やはり切り離すべきではないのかと思っています。あくまで賞与を入れて労働報酬下限額を定めようとするから、今の議論が出てくるのであって、その将来、どうするのかというのは、今、敬虔に結論を出せるものではありませんけども、賞与を含めて考えるのかどうか。それについては、同じ条例を持っている自治体は他にもありますので、その動向をしっかりと見極めながら考えを整理していきたいと考えています。

(松尾会長) 今の事務局の考え方について、事業者側の西郷委員と吉田委員は、

いかが考えておられますか。

(吉田委員) 賞与に関しては、会社をやっている僕からすれば、賞与なんていうのは儲からなかったら出ないという意識があるので、やっぱり絶対出さなければいけないものとは思っていません。赤字になったら出せないというところはあるので、切り離して考えたほうが良いと思います。

(松尾会長) 西郷委員はいかがでしょう。

(西郷委員) 今、新宿区さんのご説明にあった切り離すべきというロジックは非常に理解できます。全体の議論としてどうするかというのは別にして、今のロジックについては理解できます。

(八木委員) いずれにしても、感じるのは、労働報酬下限額を作る時に行政職

(二) 1-19が基準というところと、時々課長が、これはあくまでも下支えであって、業種によっては違う設定で、業種ごとにやっているとおっしゃっています。業種は多分、民間相場でやっていると思います。ですから、ダブルスタンダードでこの間ずっと議論しているという感じがずっとあります。民間相場でいいものがあれば、どんどん上げていってほしいというのが率直なところ。公務員の給料が高いとは全然思っていない。この間の春闘でも民間3.5%とか言っている時に公務員0.9いくつで、1%行っていません。今は本当に春闘の足を引っ張っているのは公務員と言われています。残念ながら、公務員給料にも満たなかったけど、今そこには達したけど、それがいいのかということまた全然また議論が違いますが、そういったところも含めて今後も広い視点で、お互い、議論させていただきたいと思います。そういった意味で了解しました。

(松尾会長) 事務局のほうで再度確認しておきたいのは、この意見書の中で、この3ページの(2)のというところで、「郊外施設協定の労働報酬下限額について」という形で、最後から3行目「新宿区内における業務委託・指定管理の労働報酬下限額と東京都最低賃金額との差額132円を当該郊外施設県の最低賃金に上乗せした額を労働報酬下限額と設定する。」という提案がされています。これについてはもう一度ご意見をいただいてよろしいでしょうか。

(契約管財課長) これにつきましては、今回、事務局から提案させていただいていますのは、令和6年度の郊外施設の労働報酬下限額につきましては、その当該施設が所在する県の最低賃金の令和5年10月の引き上げ額をもう1年分プラスした金額を令和6年4月から適用される労働報酬下限額という形で提案させていただいています。実は令和5年度の労働報酬下限額もそのような形で2年分を上乗せする金額にしたのですが、今年度、令和5年10月から引き上げられた最低賃金が、昨年度の引き上げ額がさらに多くなってしまっていますので、本年度、こういった形で提案させていただきますが、最後に八木委員と角谷委員の付帯意見のところにも記載されていますが、郊外施設の労働報酬下限額については、将来的な課題として、これは検討する必要があるだろうと思っています。現に今年度、令和5年10月から私どもが昨年度設定しました下限額よりも地域

別最低賃金のほうが若干上回っている状況が生じていますので、これについては検討が必要だと考えています。

(松尾会長) 分かりました。そろそろ議論を終わりたいと思っておりますが、八木委員と角谷委員からの意見書を取り扱いについては、いろんな形の提案があるので、この提案があったことは議事録に載せることとしたいと思います。それについてその意見がいろいろ出たという扱いにして、審議会で採否をするということではなく、審議会の議事録に載せるという扱いをするということではいかがでしょうか。

(契約管財課長) 会長、事務局からよろしいでしょうか。今、会長がおっしゃったのは、八木委員と角谷委員に提出されたこの10ページでしょうか。

(松尾会長) そうではありません。

(契約管財課長) この前の9ページまででよろしいですか。

(松尾会長) 3ページまでに1,300円に設定するという提案がされています。例えば、下限額を1,300円以上とすることを提案するということになるので、議事に乗せたという形にされるのか、それとも議事に乗せたら判断しなければいけないので、どうしますかということです。私は今の議論を聞いていると、こういう提案があったということを議事録に載せて採否はしないということで、事務局の提案について、皆さんに採否していただいたらどうかと思います。おふたりが反対されるというなら、それは反対でいいと思います。今の段階で私が見ている限り、1,300円という提案の根拠は何かという具体的な話になってしまうと、まだ根拠が足りないのかと思います。提案としては分かりますが、審議会の意見として、1,300円にするとした時の根拠については、まだ議論していったほうがいいという感じがします。今の段階ではそれは提案や今後の課題ということにして、取り扱いするのはいかがかと思います。今日の段階では、今の審議会の意見としては、事務局案を採否して、その採否を決めて、審議会の意見書を作りたいと思っておりますが、そういう取り扱いについてご意見はどうでしょうか。意見書を出された八木委員や角谷委員はいかがでしょうか。

(八木委員) それでよろしいと思います。できれば今、会長がおっしゃったように、議論して1,300円の根拠という話は、数字を出したらいろいろあります。少なくとも議論した上で、1,300円でいいという進め方に今までなかなかありませんでした。今年も8月に早い段階に第1回の審議会をやってもらいましたが、8月というのは微妙な時期で、自治体において予算案の動きが始まるところなので、その早い段階で1回、扱い方、相場というか、考え方をすり合わせして議論をするという場が大事だと思います。この1,245円の数字が変わらないというのは、非常に残念ですが、次年度に向けてそのようなやり方で進めてくれると、いろんな話ができるという感じがします。私の思い違いでなければいいのですが、議事録のほかに、今までこのような意見書は、ホームページに載せていましたか。

(契約管財課長) 当日の配布資料という形で全部出てきます。ですので、そこでどんな議論があったかというのは全部分かります。

(八木委員) そういう扱いでしたか。

(角谷委員) 課題は次年度以降ということで、今年度は事務局案ということですが、先程の郊外施設の件で、その現地の最低賃金に追い抜かされている、半年間追い抜かされているという事態については、条例を定めている意味がなくなってしまうので、最低賃金の上り幅を読みが甘かったら追い抜かされるということになります。今回また読みが甘ければ、また来年度半年間追い抜かされることだけは避けられないのかなと思います。その基準の設定方法は、将来的な課題となると思いますが、来年10月に最低賃金に追い抜かされない措置については、ご検討いただいてもよろしいのかなと思います。

(八木委員) できれば、区議会の都合もあるでしょうから、本会議でとどめを刺されないように、一旦きちんと議論したいという気持ちがありますね。

(松尾会長) 今のご意見を聞いていかがですか。

(契約管財課長) 会長、事務局でございます。読みが甘いという非常に厳しい指摘をいただいたところですが、私どもも今年度の上がり幅というのがちょっとなかなか読みづらかったというところがあります。今年度は各都道府県、かなりの率で上がっていますので、額もそれなりの金額で上がっています。来年度の労働報酬下限額は、今年度の引き上げ額をもう1年分上積みすることでクリアできるのではないかと考えています。本年度、長野県も山梨県も過去最大の引き上げ額になっていますので、また来年、過去最大となったら同じようなことになってしまうかもしれませんが、過去最大の引き上げ額をさらに1年分乗せていますので、来年度は追い抜かされることは、おそくないだろうと考えています。

(松尾会長) それでは、そろそろまとめに入りたいと思います。業務委託契約と指定管理協定について、提案のあった事務局案で審議会の意見とするということについて、採否をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

なければご承認いただいたということでもよろしいでしょうか。では、そういう取り扱いにさせていただきたいと思います。

八木委員と角谷委員の意見書において、付帯意見についての提案がありましたので、答申を作成するにあたっては審議会として統一的な見解を持つておく必要があると思われます。それでこの取り扱いについて、まずはじめに付帯意見について、八木委員、または角谷委員、どちらから付帯意見の趣旨について説明をいただきたいのですが、どちらからご説明されますか。

(八木委員) 私のほうから説明いたします。

(松尾会長) では、八木委員、お願いいたします。

(八木委員) 資料5の最後の10ページ目に載ってまして、付帯意見として、松尾会長あてに書かせていただいています。

「第3回新宿区労働報酬等審議会への意見書答申書の付帯意見について（素

案)」ということで、新宿区公契約条例がより実効性のある条例として機能するよう、以下の具体的な取り組みを行うことということです。まず、「(1) 次年度の検討課題」としまして、「①条例の中に「連帯責任条項」を取り入れ、「行政指導型」から「ILO型」への転換する議論を開始すること。」、「②業務委託・指定管理の労働報酬下限額は、同業種の民間の実勢価格にあわせること。」、「③落札率を上げるために、事業者には負担をかけない発注額を積算するなど、必要な施策を検討し実施すること。」、※としまして、「議論に必要な資料はより詳細なもの提示を受けること。」、「④工事と委託・指定管理のそれぞれについて、実情に合わせて、実態把握可能な様に、アンケートの改善を図ること。(昨年付帯意見の持ち越し項目)」ということで、これは再掲載という意味で書いてあります。

その下、「(2) 今後の検討課題」ということで、「①勘案基準の一つである行政職給料表(二)の計算式に賞与を含める検討を行うこと。」、「②郊外施設(神奈川・山梨・長野)に関する労働報酬下限額について検討を行うこと。」、「③新宿区の地域性や課題に則して、職種別の労働報酬下限額設定について調査・検討を行うこと。」、以上、全部で7項目を素案として付帯意見を出させていただきました。角谷委員は、補足説明はありますか。

(松尾会長) 今の説明で大丈夫ですか。補足説明されますか。

(角谷委員) いえ、そもそも今回、新しい審議をいただいたので、付帯意見や趣旨とか、そもそもの説明は済んでいるので、中身については大丈夫です。

(松尾会長) これに対して、事務局の考えはどうでしょうか。

(契約管財課長) 会長、事務局でございます。では、1つ1つ事務局の考え方を申し上げさせていただきます。まず、「(1) 次年度の検討課題」において、「①条例の中に「連帯責任条項」を取り入れ、「行政指導型」から「ILO型」への転換する議論を開始すること。」というところですが、これは受注者の連帯責任という意味では、議論に値すると考えているところです。ただ、この条例の型を、どのような型で切るかというところがありますので、この辺は少し文言の調整が必要と考えています。ただ、受注者の連帯責任というのは議論するべきものであると考えています。

②ですが、「業務委託・指定管理の労働報酬下限額は、同業種の民間の実勢価格にあわせること。」というところですが、先程の審議の中でも申し上げましたが、労働報酬下限額が区が発注する業務委託契約・指定管理協定で1年度間を続いて適用されるものです。同業種の民間の実勢価格というのは、需給関係によって変動するものですので、必ずしもこれに合わせるということは馴染まないものであると考えているところです。

3つめの「落札率を上げるために、事業者には負担をかけない発注額を積算するなど、必要な施策を検討し実施すること。」というところですが、最も大切なことは私どもは事業者が適正な利益を得られることが一番大事なことでありと考えています。それが落札率を上げるというものとは少し違うと考えているところで

す。また予算見積りにあたりましては、当然適正な価格で適格に予算を見積もっていますので、予定価格も適正な価格で設定しています。それに基づきまして、入札を実施しています。さらに、先程申し上げましたように、最低制限価格・調査基準価格につきましても、設定範囲を引き上げていますので、この③につきましても、区のほうでは、これは付帯意見としては馴染まないと考えているところ

です。
④につきましても、先程も申し上げましたようにアンケートにつきましても、より改善を図るため、来年度1年間かけて、令和7年度以降のアンケートの実施につきましても、社労士会さんの協力も得ながら、スキームを検討して参ります。これについては、次年度の検討課題という形で取り上げていただくことは適切だと考えています。

「(2) 今後の検討課題」において、「勘案基準の一つである行政職給料表(二)の計算式に賞与を含める検討を行うこと。」というところですが、これも先程の審議の中で申し上げましたが、新宿区の公契約条例の中には、日雇いの方、パートの方、アルバイトの方も対象としています。労働報酬下限額と賞与については、切り離して考えるべきだろうという今後の検討課題に含めるということにはならないと考えています。

次の「郊外施設に関する労働報酬下限額について検討を行うこと。」というところですが、先程、角谷委員からもご指摘もありましたように、今年度は6か月間、最低賃金のほうが上回ってしまったという実態がありますので、これについては、今後の検討課題として整理させていただきたいと思っています。

続きまして、「新宿区の地域性や課題に則して、職種別の労働報酬下限額設定について調査・検討を行うこと。」というところですが、これにつきましても確かに他の自治体におきましては、職種別の賃金を設定している自治体はいくつかありますので、その職種別を設定している自治体の実情等を調査・検討していきたいと考えています。③につきましても、今後の検討課題として取り上げていただいてよろしいと思っていますところ。事務局から以上です。

(松尾会長)今の事務局からの説明に対して、八木委員か角谷委員はいかがでしょうか。

(八木委員)確認として、①は文言修正のうえ、良いのではないかと。②は馴染まないということでバツということと、③はもうすでに取り組んでいるということでバツということと、④に関しては①と同様にいきましょうという確認でよろしいですか。

(契約管財課長)事務局でございます。①につきましても、条例の中に取り入れるとなると、議会の議決が必要になりますので、これにつきましても文言整理を若干させていただくこととなります。

(八木委員)「(2) 今後の検討課題」のほうですけれど、①のほうは、まずは先程、申しましたように、切り離して議論をするということなので、これは受け入

られないということと、②と③についてはこの内容でよろしいですか。

(契約管財課長) 今後の検討課題としたいと思います。

(八木委員) 分かりました。

「(1) 次年度の検討課題」の①は非常に重視してしまして、ただ、工事の関係で非常に大きな問題になりますので、それは考えています。②に関しては、先程、民間の変動する相場、求人とは馴染まないっておっしゃっていましたが、先程、業種ごとに勘案して決めていると話していましたので、実際にやっていますよね。もっと言うと、高卒の技術系初任給の人の給料でビル清掃の労働者の賃金を押し量っていいのかという話になります。すでに新宿区さんはやられているわけですから、私は、②は大丈夫ではないかと思っています。

(契約管財課長) 同業種の民間実勢価格に合わせるということですので、民間の実勢価格というのは、バランスシートのことをおっしゃっているのかなと考えています。これにつきましては、2か月に1回発表されますが、その時に需給関係に応じて変わるものですから、年度間を通して決めるべき労働報酬下限額には馴染まないと申し上げたところです。

(八木委員) それでは、実勢価格に「合わせる」じゃなくて「参考にする」ということでよろしいですか。

(契約管財課長) いえ、これにつきましては、合わせるということのご意見ですので、これにつきましては馴染まないという判断をさせていただいています。

(八木委員) 文言整理もなしですか。

(契約管財課長) はい。

(八木委員) ①は文言整理するけど、②はダメですか。そうですか。

(松尾会長) どうぞ。

(角谷委員) 今のお話ですが、前回もそうでしたけれども、民間賃金相場勘案の必要性については、課長も非常に大切な視点であるというお言葉もいただいているところです。文言整理で民間賃金相場勘案が必要だということに留めてはいかがでしょうか。②の文言をそのまま合わせるっていうのが絶対ということではなくて、今、八木委員がおっしゃったのは民間賃金相場勘案の必要性があるということで意見書の中で出させていただいてしまして、その民間賃金相場勘案の必要性については、課長も非常に大切な観点であるとおっしゃっていますから、その民間賃金相場っていう文言は、勘案していただく必要があるということで、文言整理で入れていただくという方向でいかがでしょうか。

(契約管財課長) 確かに、第2回の審議会でこれを見ることは大切だということは、申し上げたところです。ただ、今回頂いた意見書のように、これに合わせるようにというご意見でしたので、これについては、2ヶ月に1回発表されます民間賃金は、需給バランスによって変わるものですから、それと労働報酬下限額とは同一のものではなく、馴染まないと考えています。

(八木委員) 同一にしなくても良いですよ。

(角谷委員) 必ずしもハローワークのバランスシートだけではなくて、民間賃金相場という言葉の中にはいろんな指標があらうと思います。そのシートを今回資料をつけさせていただいたので、それにすごく囚われてしまって大変申し訳ありませんが、民間賃金相場というその言葉の概念はとても広いかと思います。

(契約管財課長) 逆に、とても広いがゆえに何を以って見るのかっていうところが議論になってくるのかなと思います。広いがゆえに、じゃあ何でもいいんですかという議論に陥りかねないと考えます。

(角谷委員) 実際、労働者を確保しないと事業が遂行できないっていうところにおいて、いろんな指標を複合的に使うということはあるかと思います。勘案の必要性は非常に大事な観点というところだと思います。

(八木委員) 実際、これまでの議論でも、23区の報酬下限額はバラつきますが、区はちゃんと平均値を出していますよね。区議会でも使っていますよね。そんなに難しい話ではないと思います。課長のおっしゃるように、「合わせる」ではなく、「勘案する」というところで、課長のご理解をいただきたいと思えます。

(契約管財課長) 繰り返しの答弁で恐縮ですけども、あくまで民間の賃金は民間の賃金です。参考として、それを見るのは大事であると思うのは同じです。民間賃金もちゃんと見ますが、労働報酬下限額というのは、あくまでも民間の実勢価格とは違うものであるというところではご理解いただきたいと思っています。

(八木委員) 理解しています。では、文言はお任せしますが、文言整理をして良いですか。

(契約管財課長) いえ、この条項につきましては、今回は見送らせていただきたいと思えます。

(八木委員) そうですか。

(角谷委員) やっぱり新宿区の時給は他の地域に比べて、相対的に高いであろうということがあると思います。そういったことを踏まえ、検討の事項として必要であるという意味においては、民間賃金を一切参考にしないっていうことはないですよ。課長のおっしゃる文言で、民間賃金を見るのであれば見るとか、参考なら参考という言葉でよろしいかと思えます。

(契約管財課長) 繰り返しで本当に申し訳ありませんが、労働報酬下限額の算定にあたりましては、私どもが出した資料2のところで算定式をお示ししています。こちらに基づきまして、算定をして皆様にお示ししているところです。当然のことながら、ハローワークはどうなっているのかというのは、それは今回は資料を提出されていますので、私どもも見ています。ただ、繰り返しになりますけども、年度間を通して適用される労働報酬下限額と需給関係のバランスによって変わる民間の賃金というのが一緒になるのかということは、そこは違いうらうというのが事務局の意見です。

(八木委員) 過去の毎年の議論の中で、私どもがこれは低いのではないかという

と、課長はそのたびに、これはあくまでも下限であって、その業種、業種に合わせた額を設定しているの、必ずこの額で契約しているわけではないと言っていました。もうやっていますよね。

(契約管財課長) 民間の実勢価格に合わせる、それに合わせるっていうわけではありません。

(八木委員) そこは、合わせなくていいです。参考にしていただければという程度の文言整理でどうですか。

(契約管財課長) 繰り返して申し訳ございませんが、今回については、これについては見送らせていただきたいと思っています。

(八木委員) そうですか。横でお聞きの総務部長、同じ議論していると思うんですけども、ご意見はどうですかね。

(総務部長) 総務部長です。各委員の議論、契約管財課長の答弁と申しますか、参考なのか、留意なのか、勘案なのか、念頭なのか、文言整理なのか。様々なところはあのかなと思って聞いていました。本日も改めてお示しをしておりますけれど、資料2の「(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方」に、「その他の事情」というようなところが、具体的にその民間の賃金相場との関係で、何をどこまでということ、今年度の毎回の審議会、また昨年もということで議論していただいていると思っています。最終的には、事務局はあくまでも事務局というところで、我々がこうしろという、こうしてくださいという立場ではありませんので、そこは審議会の先生方の、最後はご判断とかのようになるところになるかと思っています。今回、こうした踏み込んだ形での議論を改めていただいたというところも含めて、しっかりその内容については答申の際に、区長のほうにも私の責任において報告もさせていただきます。そうした中で、来年度改めてこれについてはご議論いただくというところも1つあろうかと思っています。今私申し上げたように、その参考なのか、斟酌なのか、勘案なのか。いろんな言葉があるのですが、そのような言葉の整理をかけていただいた中で、どうしてもこれは意見に入れるべきだということであれば、それも1つのご判断かと思っています。会議のほうも時間が押しているところもあるかと思いますが、いかがでしょうか。意見ですので、良いとか悪いとか、事務局として嫌だとか、どうこうかって、そういう筋のものではないはずですが。今年度更に踏み込んだのはご議論いただいたというところでご容赦いただけるのであれば、私のほうで責任を持って、区長のほうに報告させていただきます。

(松尾会長) 八木委員、今のお話はいかがでしょうか。

(八木委員) 総務部長がおっしゃるのは、もっともだと思います。

(松尾会長) 角谷委員はいかがでしょうか。

(角谷委員) ありがとうございます。おっしゃるとおり、審議員の皆さんで付帯意見として申し上げて、それが必ずしも絶対的に効力を持ちうるものではないので、そこはもう最後は区長の判断ということになっていますし、審議員の皆さん

がどうされるかというところでもあります。文言は変えていただいて構わないですが、審議員が交代されることもあるわけですから、次年度に課題としてきちんと文字として残したほうが良いと思います。ご迷惑のかからない範囲で、文言を変更していただいて、載せていただければというお願いをしているところです。他の審議員の皆さんがどう考えるかということではないかと思います。

(松尾会長) 西郷委員はいかがでしょうか。

(西郷委員) はい。私は、今、井上課長からご説明あったところで考えますと、そもそも「当該各号に定める額その他の事情を勘案して」となっているので、「その他の事情を勘案して」と言うのが民間相場とか実勢価格とかも含めての勘案をしてという意味が含まれているのだと私は思っています。今お聞きしていて、あえて入れなくていいのではないかと思います。

(松尾会長) 吉田委員はいかがでしょうか。

(吉田委員) 私ども民間と行政とは違うと思うので、課長さんがあそこまで拘られるというのは、やっぱりお役所、行政さんとしては、何かしらご事情があるのかなと思います。西郷委員がおっしゃられたように、そちらのほうに書かれているということであれば、今回はいいのではないかと同じような意見です。

(石川副会長) よろしいですか。

(松尾会長) どうぞ。

(石川副会長) 私の意見は、これは付帯意見として「合わせる」という文言を変えて、「参考にする」ということを入れていただいたほうが良いと思います。「合わせる」と書いてしまうと、合わせなければいけなくなりますけれど、あくまでもその他の事情の1つとしてこういうものがありますという意味合いでは載せてもいいなと考えました。

(松尾会長) その実勢価格に合わせるとか、そういうその言葉、勘案するとか、参考にするとか、いろんな言葉があるのでしょうか、お2人はそれを入れることで、次の段階に進みたいと思っておられるのだらうと思います。今の段階では、民間のどの部分を参考にするかという意見も固まってないように見えるので、今のところは議事録の段階で載せて、こういう意見があったということにして、それを踏まえて、次にもうどうするのか、扱いをどうするかというのを検討したほうが良いと思います。今すぐに結論を出して、参考にしてと言ったら、どの部分とどの部分を参考してこうしたんだという議論に発展しますよね。でも、まだそこまで議論が熟してないと思います。私の意見としては議事録に載せて、今後の検討課題というような形にしたほうが良いのではないのかなと思っています。

それでは、その皆さんのご意見を聞きましたので、結論的には、②は次年度の検討課題とはしないという扱いにしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

(八木委員) 次年度の検討課題として文言を載せていくっていう扱いではないが、いいと思うのですが、西郷委員が最後に仰ったように、最初から入っている

という考え方も私もあります。引き続き、次年度も井上課長ともしっかり議論していきたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

(総務部長) 会長、改めまして総務部長です。今そうしたことでご議論がありましたということ、最終的に取りまとまった答申を報告する場面がありますので、しっかり事務方として報告していきたいと思います。ありがとうございます。

(松尾会長) 意見書の記載にあたって、整理をしたいと思います。意見があったところの整理をして、こういう形の整理でいいのかということをお聞きしたいと思います。「(1) 次年度の検討課題」というところは、①と④については、表現を整理した上で付帯意見として記載するということにします。②及び③については、議事録に記録されますので、それを参考にさせていただくという形で整理をさせていただきたいと思います。

「(2) 今後の検討課題」のうち、①の「賞与を含める検討をする」ということについては、これは、統一的な見解に至らなかったということになりますので、答申に含めることは見送ります。①の議論については、今年度の議事録に記載されますので、それを参照していただくということで、次年度以降は議論を継続するという形で整理をさせていただきます。②及び③については、表現等を整理した上で今後の検討課題とするということにします。そういう整理をしたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。では、そういう形の結論になりましたので、よろしく願いいたします。

それではここで休憩を入れます。その休憩の間に事務局で答申案文を作成し、休憩後に答申案文について議論をいただくということをお願いしたいと思います。それではこれで一旦休憩します。事務局の準備が整い次第、再開しますけれども、およそ10分ぐらいを予定していますので、よろしく願います。

(休憩、答申案文の作成)

(松尾会長) 答申案文の配布は終わりましたでしょうか。

終わりましたようですので、事務局より案文の朗読をお願いします

(契約管財課長) 事務局です。着座にて読み上げさせていただきます。松尾会長から吉住区長あての答申案文です。「令和6年度労働報酬下限額について(答申)」。「令和5年11月6日付け5新総契契第1887号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。つきましては、本答申を十分尊重されるとともに、新宿区公契約条例の普及及び条例の効果的な運用がなされるよう要望します。」、記、以下としまして、「1 工事請負契約における労働報酬下限額(1日あたり)」です。「(1) 労働者等(一人親方を含む)」、「ア 令和5年3月に発表された東京都における公共工事設計労務単価の47職種については、それぞれの単価に100分の90を乗じて

得た金額とするのが妥当である」、「イ 公共工事設計労務単価のうち、設定されていない「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の4職種については、以下の表の左欄に掲げる職種に応じ、同表の右欄に掲げる職種の労働報酬下限額の金額（上記アより算出されたもの）とするのが妥当である。」、職種としまして「タイル工」につきましては、適用される職種が「内装工」、「屋根ふき工」は「板金工」、「建具工」は「内装工」、「建築ブロック工」は「石工」。

「(2) 未熟練工（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者」につきましては、「直近の公共工事設計労務単価の職種「軽作業員」の単価に100分の70を乗じて得た金額が妥当である。」「(3) その他」といたしまして、「今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額改定された場合は、その単価を基に労働報酬下限額を算出することが妥当である。」「2 業務委託契約・指定管理協定における労働報酬下限額（1時間あたり）」です。「(1) 業務委託契約及び区内に存する施設の指定管理協定については、令和6年度の労働報酬下限額を1,245円とする。」

「(2) 区外に存する施設の指定管理協定については、令和6年度労働報酬下限額を、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金に、令和5年10月の地域別最低賃金額の増額分と同額を加えた金額とするのが妥当である。」「3 付帯意見」です。「(1) 区の規定に「受注者の連帯責任条項」を取り入れる議論を開始すること。」「(2) 工事と委託・指定管理のそれぞれについて実情に合わせて実態把握可能な様に、アンケートの改善を図ること（昨年付帯意見の持ち越し項目）」です。「4 今後の検討課題」「(1) 郊外施設（神奈川・山梨・長野）に関する労働報酬下限額の設定方法について検討を行うこと。」「(2) 新宿区の地域性や課題に則して、職種別の労働報酬下限額設定について調査・検討を行うこと。」、以上です。

（松尾会長）ありがとうございました。今、事務局から答申案を読み上げていただきましたが、これについて何かご意見等ありましたらお願いいたします。ご意見がないようでしたら、今、事務局が作成しました答申案文を審議会としての答申文としてよろしいでしょうか。それでは、諮問に対する区長あての答申案文はこのような内容で、私から区長のほうにお渡しすることにいたします。

以上で、本日の議事内容は全て終了いたしました。最後に事務局から連絡があるとのことですので、事務局からお願いいたします。

（契約管財課長）事務局です。本日もご多忙の中、ご審議いただきましてありがとうございました。答申の日程につきましては、令和6年1月9日火曜日、松尾会長から吉住区長へ答申を行う予定です。その答申の趣旨に従いまして、令和6年度の労働報酬下限額を決定することとなります。その後、1月中旬までに告示させていただく予定です。本日のご審議を持ちまして、令和6年度の答申内容は決定し、今年度予定しています審議会も全て終了となりますが、次年度の公契約条例アンケートの内容については、引き続き委員の皆様からご意見を賜りたく考

えております。今後ともお力添えをいただきたく考えておりますので、引き続き何卒よろしくお願い申し上げます。本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございました。事務局からは以上です。

(一同) ありがとうございました。

(松尾会長) 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。本日審議いただきました答申につきましては、先程、事務局から説明がありましたように、来年の1月9日に皆様を代表して吉住区長にお渡しします。これで本日の審議会を閉会いたします。いろいろ皆様、長時間にわたりありがとうございました。またよろしく申し上げます。

(一同) ありがとうございました。